資料18-1-1 (午後) 平成30年3月22日 障害福祉サービス等に係る事業者説明会 千葉市障害福祉サービス課

放課後等デイサービスの報酬区分の導入について

1 基本報酬の見直しについて

現行一律の単価設定となっている放課後等デイサービスの基本報酬について、障害児の状態像を勘案した指標を設定し、報酬区分を設定する。また、1日のサービス提供時間が短い事業所について、人件費等のコストを踏まえ、短時間報酬を設定する。

(1) 授業終了後に行う場合

	指標該当児※が 50%以上	指標該当児が 50%未満
サービス提供時間 3 時間以上	区分1の1	区分2の1
サービス提供時間 3 時間未満	区分1の2	区分2の2

(2) 学校休業日に行う場合

指標該当児が 50%以上	指標該当児が 50%未満
区分 1	区分 2

※指標該当児とは

厚生労働省事務連絡に基づき、市町村が指標に該当すると判定した障害児

【事務連絡】平成30年度障害福祉サービス等報酬改定における放課後等デイサービスの報酬区分の導入についてを参照

※指標該当児の割合による施設区分の判定について

厚生労働省事務連絡に基づき、指標該当児の割合から報酬区分を判定する。

【事務連絡】平成30年度障害福祉サービス等報酬改定における放課後等デイサービスの報酬区分の導入について(その2)を参照

2 平成30年度の指標該当児の判定に係る千葉市の取扱いについて

指標該当児の判定については、放課後等デイサービス支給決定者全員に対して各区高齢障害支援課にて判定を行い、支給決定保護者へ下記の通り通知する予定です。

(1) 平成30年4月1日以降のサービス利用の児童(新規・更新申請)

「指標該当 有」と「指標該当 なし」の判断結果を通所受給者証の『(二) 障害児 通所給付費の給付決定内容』「支給量等」欄の余白にゴム印で記載する。

(2) 平成30年5月1日以降に更新を迎える児童

判断結果を「放課後等デイサービス支給決定に係る通知書」により、保護者に通知 する。(4月10日頃発送予定)

※なお、平成30年5月1日以降に更新を迎える児童については、更新の際に通所受給者証に指標該 当の有無が記載されます。